

令和4年9月26日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律等の一部を改正する法律案に対する意見

全 国 市 長 会

標記改正案について、下記のとおり意見を申し述べる。

記

【障害者総合支援法新第77条第4項について】

都市自治体としては、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援等に取り組むことは重要であると認識している。都市自治体で行われている地域生活支援事業については、それぞれ多様な実情があるなかで地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施している。

新第77条第4項において、施設整備にかかる新たな規定を設けることについては、施設の整備が前提となるような誤解が生じ、都市自治体における円滑な事業実施に支障をきたしかねないため、以下、下線部の施設整備にかかる規定については削除されたい。

「4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する施設又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。」